

忠岡町文化会館におけるクラブ登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クラブの登録について必要な事項を定め、住民の教養の向上、健康の増進、各種の相談及び講習、実習等を行い、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 クラブ登録をしようとする者は、文化会館長（以下「館長」という。）に次の各号に掲げる書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書

(認定)

第3条 前条の書類の提出を受けた館長は、文化会館の効率的運用をはかるため、一般使用申し込み者に配慮しつつ関係書類を審査し、3ヵ月の試行期間（既存クラブを除く）を設けたうえで次の各号のすべてに該当するときは、文化会館のクラブとして認定するものとする。

- (1) 会の名称・代表者・会計係が明確に記載され、かつ、同一人でないこと。
- (2) 自主的・民主的に運営され、活動がすべて公開されていること。
- (3) 町内在住者及び在勤者を主たる構成員（50%以上）とし、原則として6名以上の会員を有し、概ね会員の60%以上が毎回出席し、円滑な活動が見込めること。
- (4) 年間の活動計画が明確にされ、継続的な活動が見込めること。
- (5) 会費等は、必要最低範囲内であるとともに、世間一般常識を超えないこと。
- (6) 講師等への謝礼は、原則として当館が主催する定期講座の講師謝礼に準ずる金額であること。

(遵守事項)

第4条 登録認定を受けたクラブ（以下「登録クラブ」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営利を目的とした活動を行わないこと。
- (2) 個人の教室化、または私物化した活動を行わないこと。
- (3) 政治的、宗教的活動に使用しないこと。
- (4) 文化会館が実施する事業等には協力すること。
- (5) 登録内容に変更があった場合は、速やかに館長まで届け出ること。
- (6) 申請した目的以外の使用や、使用の権利を第三者に譲渡しないこと。

(活動の援助)

第5条 登録クラブは、次の各号に掲げる援助を受けることができる。

- (1) 文化会館の事業に支障のない範囲で活動日を定めることによる、場所の優先的な使用（ただし、使用は週1回3時間以内とする。）
- (2) 運営等についての指導助言及び講師等の紹介
- (3) 資料の提供、文化会館に備える備品等の貸与
(認定期間)

第6条 登録クラブの認定期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする（継続して活動する場合は、改めて第2条に基づく登録申請を行い、認定を受けなければならない。ただし、場所等の使用については、継続認定クラブを優先する。）。
(認定の取り消し)

第7条 館長は、登録クラブが第3条及び第4条の規定を満たさない、又は違反したと認めたときは、認定の取り消しをすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。